

質 疑 回 答 書

平成29年7月6日

業 者 各 位

青 森 市 長
(公印省略)

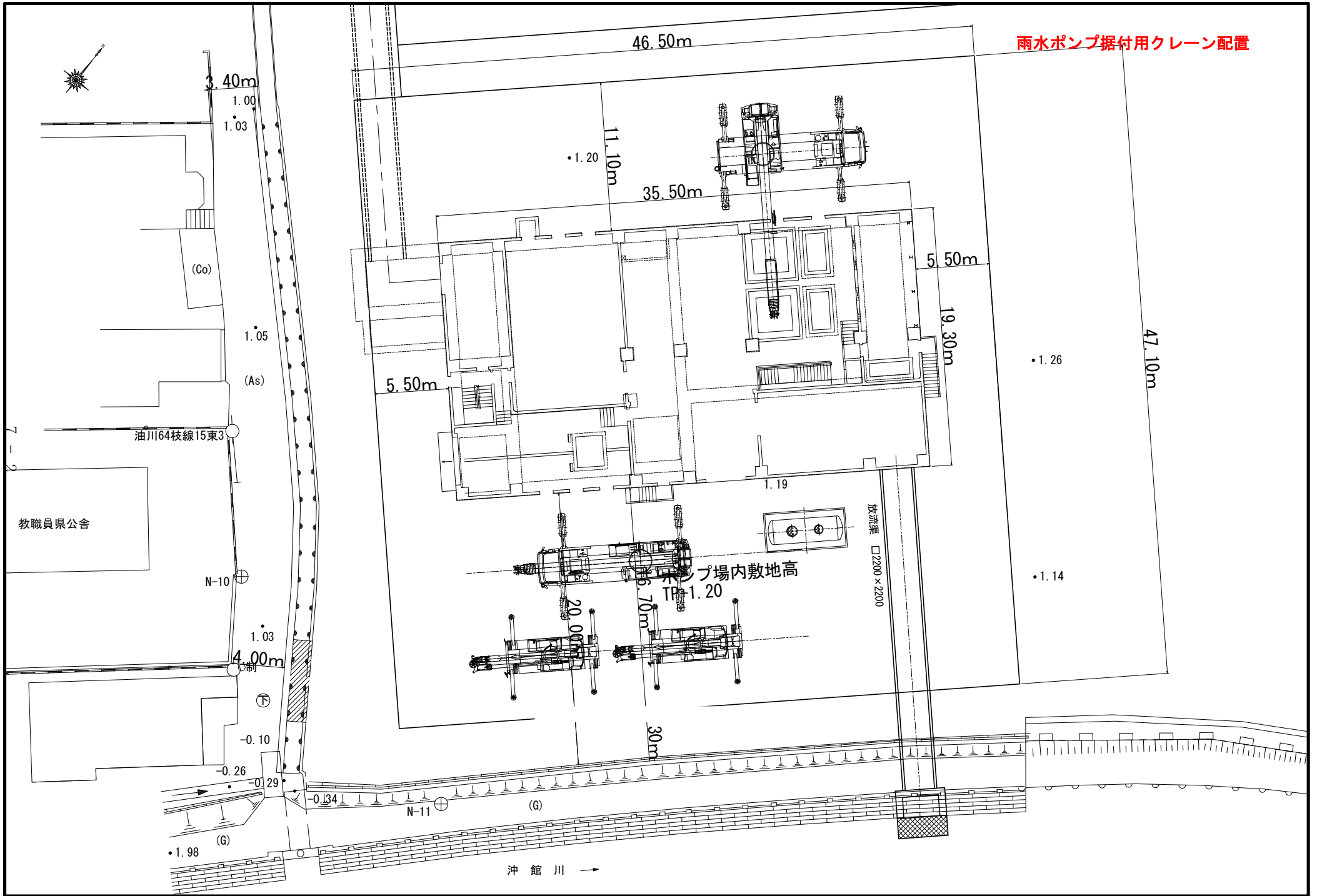
下記の入札に係る質疑について回答いたします。

入札番号 第 29061 号工 事 名 富田ポンプ場No. 2雨水ポンプ機械工事

質 疑 番 号	図 面 番 号	質 疑 事 項	回 答
1		「下水道用設計標準歩掛表（平成29年度版）の改定」がされておりますが、本工事においては平成何年度版に準じておりますでしょうか。	平成29年度版に準じております。
2		本工事において、騒音値は各消音器出口1mでの遵守事項と考えて宜しいでしょうか。	特記仕様書に記載のとおりです。
3		吸込槽、吐出槽ともに海水の混入はないと考えて宜しいでしょうか。	海水の混入は想定しておりません。
4		除塩フィルターの設置等塩害対策は不要であると考えて宜しいでしょうか。	不要です。
5		ポンプ井排水ポンプの各階の床及び壁開口部の開口は別途工事での施工と考えて宜しいでしょうか。	各階の床及び壁開口部については施工済みです。
6		エンジン用消音器の搬入口について、2F消音器室の天井に開口があると考えて宜しいでしょうか。	原動機室の天井吹き抜けが搬入口となります。

7	水替工が計上されていない為、除塵機設置場所前後はNo. 2流入ゲートが閉めてあり、かつ角落しが設置済と考えて宜しいでしょうか。	本工事の施工時にはNo. 2流入ゲートは閉めてあり、雨水の流入がないことから、角落しの設置は不要であると判断しております。
8	ポンプアンカー一部及び中間軸受架台アンカー一部並びに架台アンカー部の状況は箱抜き済と考えて宜しいでしょうか。	箱抜きはされていないため、アンカー部に係る施工については本工事に含まれます。
9	エンジン基礎など今回築造する基礎部分は箱抜きされていると考えて宜しいでしょうか。	箱抜きはされていないため、基礎部分に係る施工については本工事に含まれます。
10	エンジン上部にメンテナンス用クレーンが無いように見えますが、メンテナンス方法について特記仕様書以外に既設機器設置時に考慮された事項がありましたら教示願います。	必要に応じて、吊フック等の設置は可能であるものとします。
11	100tクレーンが計上されていますが分割搬入ルート、現地組立・分解スペース、吊り込み作業半径等確認の為、作業計画図等資料があれば提示願います。	別紙参考図のとおりです。
12	エンジン排気管室への開口部には既設手摺が設置されていると考えて宜しいでしょうか。	別途工事にて設置します。
13	実施設計書BM-10における、「溝はつり 100mm×100mm 56m」の施工箇所を御教示願います。	自動除塵機、雨水ポンプ中間軸受架台、減速機架台、吐出弁中間軸受架台、吐出弁架台の開口蓋受枠部となります。
14	特記仕様書P17(2)に記載されている端子箱は別途設ける必要がありますか。	必要に応じて設置するものとします。
15	特記仕様書P46第3条 調整 における記載内容は、運転状態における異常振動、騒音の有無確認と考えて宜しいですか。	竣工後の実負荷稼働状況を確認し、必要に応じて機器の調整を行うものと考えております。

雨水ポンプ据付用クレーン配置



46.50m

3.40m

1.00

1.03

(Co)

1.05

(As)

油川64枝線15東3

教職員県公舎

N-10

1.03

4.00m

1.03

-0.10

-0.26

-0.29

1.98

(G)

-0.34

N-11

(G)

沖館川 →

1.20

46.50m

11.10m

35.50m

5.50m

5.50m

19.30m

47.10m

1.26

1.14

1.19

ポンプ場内敷地高
TP 1.20

放流渠
□2200×2200

30m

(G)

